

新旧対照表

浦安都市計画事業土地区画整理事業施行条例施行規則（平成20年規則第57号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（清算金の分割徴収の利率）</p> <p><b>第7条</b> 条例第17条第4項に規定する規則で定める率は、土地区画整理法（昭和29年法律第109号。以下「法」という。）第103条第4項の規定による公告の日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条に規定する財政融資資金をいう。）の貸付の利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が同日における法定利率を超えるときは、<u>当該法定利率</u>）とする。</p> <p>(1)～(3) 省 略</p> <p><b>附 則</b> <u>この規則は公布の日から施行する。</u></p>	<p>（清算金の分割徴収の利率）</p> <p><b>第7条</b> 条例第17条第4項に規定する規則で定める率は、土地区画整理法（昭和29年法律第109号。以下「法」という。）第103条第4項の規定による公告の日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条に規定する財政融資資金をいう。）の貸付の利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が年6パーセントを超えるときは、<u>年6パーセント</u>）とする。</p> <p>(1)～(3) 同 左</p>